〇公正取引委員会規則第九号

下 . 請 代金支払遅延等防 止法及び下請中 小企業振興法の一部を改正する法律 (令和七年法律第四十一号) 0)

施行に 伴 V) 並 びに製造委託等に係る中 小受託事業者に対する代金 並の支払の の遅延 等の 防 止 に . 関す る法 律 昭昭

和三十 年法 律第百二十号) 第六条第 項及び第二項 の規定に基づき、 下請: 代金支払遅延等 防 止 法 第四 条 \mathcal{O}

二の規定による遅延利息の率を定める規則 (昭和三十七年公正取引委員会規則第一号) の全部を改正する規

則を次のように定める。

令和七年十月一日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一 項及び

第二項の率を定める規則

製造委託等に係る中小受託 事 業者に対する代金の支払 (T) 遅延等 の防止に関する法律第六条第一項及び第二

項の 公正取引委員会規則で定める率は、 年十四 ・ 六パ ーセントとする。

附則